

## 第 1 4 7 回 滋賀県森林審議会

日 時：令和 6 年 1 1 月 2 2 日（金）

1 4：3 0～1 6：4 8

場 所：滋賀県庁東館 7 階大会議室

### 次 第

#### 1 開会

#### 2 あいさつ

#### 3 議事

- ・ 地域森林計画の樹立・変更および水源森林地域の変更について
- ・ 滋賀県分収造林事業あり方検討会の検討状況および奥地水源林管理の課題について
- ・ 琵琶湖森林づくり基本計画第 2 期（中間改定）（骨子案）について

#### 4 閉会

〔 13時00分 開会〕

1 開会 12:57

○司会：本日の審議会は、委員数15名、出席委員9名で、森林審議会運営要領第2条第4項の規定により会議は成立。

2 あいさつ

○琵琶湖環境部森林政策課長：（審議会出席者へのお礼）

本日の審議会の議事は、「地域森林計画の樹立・変更および水源森林地域の変更について」「滋賀県分収造林事業あり方検討会の検討状況および奥地水源林管理の課題について」「琵琶湖森林づくり基本計画第2期（中間改定）（骨子案）について」の3件。

○司会：＜配布資料の確認をする＞

3 議事

○司会：議長は、運営要領第3条に従い会長にお願いする。

○会長：承知した。当森林審議会は「滋賀県森林審議会の公開の取扱い方針」に基づいて公開し、公開の方法は、会議の傍聴と議事録の公表により行う。

○議長：本日の議事は3件。

- ・「地域森林計画の樹立・変更および水源森林地域の変更について」
- ・「滋賀県分収造林事業あり方検討会の検討状況および奥地水源林管理の課題について」
- ・「琵琶湖森林づくり基本計画第2期（中間改定）（骨子案）について」

事務局から説明をお願いする。

- ・地域森林計画の樹立・変更および水源森林地域の変更について

○議長：審議に先立ち、知事から諮問がある。

○森林政策課長：「水源森林地域の変更（案）に対する意見について。水源森林地域変更（案）について、滋賀県水源森林地域保全条例（平成27年度滋賀県条例第6号）第6条第8項で準用する同条第2項の規定に基づき、貴審議会の意見をもとめます。」

「湖北地域森林計画の樹立および湖南地域森林計画の変更について。標記について、貴審議会の意見を聴きたいので、森林法（昭和26年法律第249号）第6条第3項の規定に基づき諮問します。」

- 会長：謹んで検討する。事務局から説明をお願いします。
- 事務局：＜資料に基づき説明を行う＞
- 議長：事務局からの説明および資料に関して委員からの質問、意見を求める。
- 委員：下刈りの記載について、「実施期間の短縮に努める」はどう捉えたらよいか。
- 事務局：下刈りの対象となる年数をできるだけ短くする意図である。
- 委員：県として標準の作業期間が定められているという理解か。
- 事務局：樹高が雑草類の高さを抜き出る林齢まで実施する。
- 委員：実施期間が定められていない、標準的なもので表現されていないのであれば、「期間」という表現が気になる。
- 議長：委員からの質問、意見を求める。
- 委員：森林区域の変更の説明で、長浜市は国の官公造林地から民有地へ、所有者が変わったが形状的には変更がないという理解をした。甲賀市も9.18haと大きな面積が編入しているが、こちら形状は変わらずに所有者の変更で編入された理解でよいか。
- 事務局：所有者の変更ではなく、森林以外のところで今まで森林区域から外れていたところが、森林の状態になっているので、森林の区域に入れてほしいという依頼があった。
- 委員：これからも、形状的にも森林としか見ることができないものは、依頼があれば入れていくのか。
- 事務局：いろいろと条件はあるが、例えば、田んぼ跡は農地法の手続きができていることが必須になる。所有者の意向も聞きながらになる。
- 議長：委員からの質問、意見を求める。
- 本案件は先ほどの意見・質問などを検討した上で答申する。修正の内容は御一任いただく。
- 水源森林地域の変更案も事務局と調整して、最終的に確認して答申する。

・滋賀県分収造林事業あり方検討会の検討状況および奥地水源林管理の課題について

- 事務局：＜資料に基づき説明を行う＞
- 議長：事務局からの説明および資料に関して委員からの質問、意見を求める。
- 委員：詳しいデータがないので判断できない。大変難しい問題で、先送りになってきたが、どこかで区切りをつけ、採算が合わないところは自然林に戻していく見極めを、そろそろしなければいけない。

現在は補助金を使って間伐搬出をしていると思うが、利益があるところは路網をしっかりしていく。奥山の場合は無理だと思う。どう自然に戻していくのかもがあるが、契約を破棄して、身軽になるぐらいしなければいけない。

○事務局：現在、採算林と不採算林の区分けをして、採算が取れないところについては解約をしている状況だ。採算が取れているところでも実際２６％しか搬出できないことが明らかになり、不採算林が今後増えていく。航空レーザや現場調査などで、切り分けを精緻に進めていくことになるが、大きな概念としては、区分けをして対応を考えていく。

○委員：市町村や山主に負担がかかるといけない。よく考えてほしい。

○議長：委員からの質問、意見を求める。

○委員：分収造林は難しい問題だが、不採算林が非常に多い。ある程度見切りをつける時期に来ている。公益的機能を考えると、県で担当するように進めるしかないと思う。

○事務局：他府県の事例では、不採算のところは全て所有者に返して、採算の取れるところを県営林で経営している。滋賀県の場合は琵琶湖の水源涵養や、そもそも下流への水資源の確保の側面がある。一様に水源林を所有者に返しても、管理することは難しいと思う。不採算の水源林についても県が関与しながら管理できるよう、あり方検討会でも話しをしている。

○議長：不採算・採算というのは、路網でも変わってくる。採算を木材だけで考えていいのか、レクリエーションやいろんな使い方を総合的に考えて森林の価値を上げていくことは、公社だけではなく、滋賀県の森林全体の問題でもあると思う。あり方検討会でも検討を進めてほしい。

委員からの質問、意見を求める。

○委員：ほかの都道府県はほとんど、不採算林には責任を持っていないのは事実か。

○事務局：はい、ほかの府県の事例ではそういう処理がされている。

○議長：委員からの質問、意見を求める。

○委員：滋賀県としては不採算林についても水源涵養機能の発揮という点で、県が今後に関与しながら進めていきたいという発言があったが、不採算林の機能を発揮させるための具体的な施策は今の段階でお持ちか。

奥山は、間伐遅れで細い木が多い。そこを間伐するなり、手を入れて針広混交林化を図るなど、念頭に入れた関わりを考えているのか。

○事務局：針葉樹と広葉樹の針広混交林化、環境林化を進めていきたいと思うが、その手法はまだ確立されていない。現在、公社が進めている伐採した後、天然更新の方法をモニタリングして、その結果も含めて検討したい。

○委員：現地データも参考にしながら、ぜひ進めてほしい。

もう1点、あり方検討会の意見で、「採算林は皆伐・再造林して、所有者の意向で好きな樹種を植栽し」と書いてある。「好きな樹種を植栽し」のところが気になった。

県としては、再造林する場合は花粉の少ない樹種を中心に、という話だが、所有者の意向で好きな樹種となると、ガイドラインも何もない状態で進むと怖い気がする。

○事務局：好きな樹種という意味については、再造林はスギ・ヒノキだけではなくて、広葉樹を植えてはどうかという趣旨だと思う。

○委員：全国的に人工林伐採後の広葉樹林化をどうするか検討が進められつつあるが、その際に天然更新が厳しいところについては植栽もありきである。人工林伐採後にスギ・ヒノキではなく、広葉樹という選択肢もあるという意見もあるが、広葉樹に関しては、苗木の移動に関するガイドラインが一切ない状態で、自然度が高いところに、その地域由来でない遺伝子を持った苗木や、あるいは早生樹、外来種が植えられるケースが懸念される。

もう少し先になるかもしれないが、いろいろなガイドラインを行政で設定しないと現場は混乱し、山の自然度がどんどん失われてくると思う。並行して検討をお願いしたい。

○事務局：その時が来たら、しっかりガイドラインを作って対応したい。

○議長：委員からの質問、意見を求める。

○委員：混交林にだんだん戻すといっても、切った後、植えても発育が全然違う。広葉樹とスギ・ヒノキを植えてもスギが勝ってしまう。普通は列に植えたりしますが、植え方は考えないと難しい。

保水力のためには広葉樹がいいのか。

○事務局：一概に針葉樹が悪くて広葉樹がいいわけではない。植生が豊かで、土壌が豊かであることが水源涵養機能に非常に影響する。針葉樹の森は、しっかり間伐をして多様な下層植生を持つ森林にする必要がある。広葉樹は以前から地域にある樹種が合っている、それを念頭に森林づくりをしたい。

○議長：保水力も含めて、全体的にどんな森がいいかは、いろんな基準がある。ガイドラインを作る中で、県の試験・研究施設での試験や調査が必要になると思うが、体制づく

りを県で検討しているか。

○事務局：現在、広葉樹の施業体系がないので、今後、検討していくべきと考える。

○議長：委員からの質問、意見を求める。

○委員：森林審議会として何を検討するのか理解できていない。まず、あり方検討会で公社をこの先どうしていくか方向性が定まらないと、審議会で議論するのは難しい。

予算的なこともあり、弁済が難しいことは自明で、この先、公社がどうなるのかが大体分かった段階で、その後に分収林をどうしていくのかを公益性の観点から対応していくのが順番とを感じる。

不採算林をそのまま所有者に返すのが難しいことは非常によく分かる。審議会としても、所有者にただ返すことは反対する形になると思う。そうした場合に公社はどうしていくのかは、あり方検討会との議論を踏まえてなので、どちらが先に検討して決めていくのか分かりにくい。今後の見通しなど説明してほしい。

○事務局：公社のあり方と滋賀県の森林のあり方は密接に関係している。どちらが先か後かというよりは、森林審議会とあり方検討会でキャッチボールをしながら一緒に進めていきたい。2回の結果を報告したが、3回以降についても、審議会とキャッチボールをしながら進めたい。

○委員：森林管理と弁済、所有者とのやりとり、ゾーニングなどが混乱していると思う。

議論として、どれに対して意見が欲しいのかを整理したほうが、意見を出しやすい。

○議長：委員からの質問、意見を求める。

○委員：森林管理の意見と採算・不採算を今後どうするか、よく分かりかねたので、なかなか発言できずにいた。森林管理に関して、不採算林でも水源涵養機能や災害防止機能のためにある程度、県が目を見せながら手を入れていくことは、これからも必要になる。

経営団体として、滋賀県がどう管理をするかは重要。我々に何か言えることは少ない気はするが、意見を求められれば、今後も広くあり方検討会、審議会で議論した内容を、キャッチボールしたらいいと思う。

○議長：奥地林をどうしていくのか、分収造林のあり方とはまた違う議論をしないといけない。森林審議会の意見が反映される側面もある。

委員からの質問、意見を求める。

○委員：公社は財政的に整理することになると思うが、特定調整と違って利害関係者とし

で多数の所有者がいる。どういう整理の仕方を考えているのか。まだ言えないところもあると思うが、念頭に置いておきたい。最終的には破産などの手続きまで考えているのか。

○事務局：選択肢はいろいろあるが、あり方の検討会の意見も伺い、県としてどうするかを決めていく。今はフラットに選択肢の中でメリット・デメリットを考えながら、どのシナリオが一番いいのか意見を伺い進めている。

造林公社の分収造林契約者が2,000人ほどいるので、その方々の意向もしっかり把握しながら進めるべきと考える。

○委員：ほかの都道府県はどういう整理の仕方をしているのか方法論を教えてほしい。

○事務局：採算・不採算を判定して不採算林は所有者に返す。採算林は県営林として県が管理していくのが一番多い整理の仕方だ。13か14の府県がその方法で公社を解散して県営林化している。

○委員：公社の債務をどうしたか、お聞きしたい。

○事務局：公社の債務は県が保証契約しているので、最終的には県が負う形になるが、採算林の収益は県に納める処理をしている。

○委員：保証している県が最終的に責任を負って、債権者の債権放棄にはしなかったということか。

○事務局：はい。今は経営を続けているので、借金を返す前提で動いているが、最終的にはそうなる可能性もある。

○議長：いただいた貴重な意見を、次回のあり方検討会でフィードバックして、議論を深めていただきたい。

・琵琶湖森林づくり基本計画第2期（中間改定）（骨子案）について

○事務局：＜資料に基づき説明を行う＞

○議長：事務局からの説明および資料に関して委員からの質問、意見を求める。

○委員：基本方針の中で森づくりではなく、人づくりを一番に入れてほしい。林業への転職には教える人が大事だ。

林業のアピールで、チェンソー競技を取り入れる宣伝もしてほしい。

オーストリアは10年以上林業に携わった人はそれなりの身分があるが、日本はかなりの格差がある。オーストリアの場合は、枝葉も皆バイオマスにするようで、山がやせて

いく面もあることを念頭に置いておいてほしい。

○事務局：全国で２年に１回、チェーンソー競技が開催されている。チェーンソーのソーチェーンをいかに早く装着するか、立っている木をいかに正確に伐倒するかという競技がある。優勝者は海外に行って競技する。本県では最近、森林組合や事業体で事故が発生している。チェーンソー作業の伐倒の操作ミス、退避ミスでけがをしたと聞いている。まずは基本からしっかり身につけるよう、滋賀もりづくりアカデミーの既就業者コースで練習をしている。

オーストリアの森林面積は日本の１５％だが、木材生産量は日本の３分の２ほどあり、森林面積の割に非常に効率的に木材を生産している。地形もよく似ているオーストリアを参考に、どうすれば効率的に安全に仕事ができるかと考え、この項目を入れた。オーストリアができていますので、我々にできないことはないと考えている。

○事務局：基本施策に「森林づくり」「地域づくり」「産業づくり」「人づくり」とあるが、これは優先順位順に書いているわけではない。４つがしっかりミックスされて融合して「やまの健康」を保つことで、しっかり森づくりをしていく。人づくりが下にあるからおろそかになっているわけではなく、全部一緒に施策としてやっていく。

○議長：委員からの質問、意見を求める。

○委員：山の間伐計画中の１％ぐらい、里山を整備するように盛り込んでほしい。どこまでが里山かは分からないが、しやすいところだけをする傾向があるので、里山には手が入りにくい。３年目ぐらいだったら、強制的に何割かはやるようにしてほしい。

○議長：委員からの質問、意見を求める。

○委員：企業との協働という言葉が出てきているが、積極的に使われていくと実感している。森林等に関係する企業だけではなく、一般の企業でも環境問題に熱心な企業もあり、その力を引き入れて森林政策に生かしていくのは重要な時代になる。ぜひ企業との協力を進めてほしい。

もう１点、次代の森林づくりを担う人々の理解の醸成の欄に、伊香高校の「森の探究科コース」の連携がある。力を入れて地元も県も取り組んでいる。森林政策として取り上げているのは重要で、高校と教育委員会とさらに協力して展開してもらいたい。

○事務局：企業との連携は、これまで森林づくりの面、間伐などに対して企業の支援をパートナー協定という形で行っていたが、昨今、企業のニーズはいろいろな関わり方がある。脱炭素で、CO<sub>2</sub>をどう削減するか、木をどれだけ使っていくか。空間利用、研修

で使用したり、様々な形で関わっている。琵琶湖森林づくりパートナーでは、いろんな企業のニーズを分かりやすく定型化して、さらに企業に売り込みやすくする取組も進めている。

○事務局：伊香高校では、来年度から普通科高校に森の探究科を新設し、40人の定員で、1年次に2単位、2年次に4単位、3年次に4単位、森林・林業に関することを学ぶ。1年次のカリキュラムは森の基本の林業、森林生態系、多面的機能。2年次からは森の恵み、バイオマス、あるいはエネルギーのことを。3年次に自分で課題探求のテーマを見つけて1年間、1つのテーマを勉強するカリキュラムを作ると聞いている。

県内の高校で森林・林業に関する看板を上げているので、我々としてもぜひバックアップしていきたい。ひいては、担い手確保につながればいいと考える。

○議長：委員からの質問、意見を求める。

○委員：森林づくりや地域づくり、産業づくりは県や国という大元で施策が考えられていると思うが、人づくりに関して、滋賀県はとても充実している。

「やまのこ」や「緑の少年団」は滋賀でこそできる教育だと思う。森林づくり、今後の琵琶湖を含む森林の保全に対してすごくいいことだと感じる。

○議長：強みとして生かして、さらに高校との連携を深めて、木育を進めてもらいたい。

委員からの質問、意見を求める。

○委員：「企業と連携しながら」という文言がたくさん入っていて、民間の力を借りて森林保全や生物多様性の保全に取り組むのは非常によいと思う。世間的な関心も非常に高いところで、ぜひ進めてほしい。

気になるのは、全て企業にお任せのようにも受け取れる。企業の業績がよく、余力があるときは支援しても、業績が悪化すると手を引いてしまうので、持続性に不安が残る。全て企業頼みにしてしまうと計画どおりにいかない、途中で中止になってしまうこともあるので、気をつけてほしい。

もう一つ、指摘したいのは、「木質バイオマスの有効利用」にも「企業と連携した技術の調査研究」という文言があるが、利用については企業のほうが先行している面もあるが、持続性のことを考えると滋賀県の研究機関で、その部門を設置すべきと思う。滋賀県は森林関係の研究員の在籍が少なく、継続的な対応ができない面もあると思うが、今後、企業と連携するにしてもハブになるような研究部門の設置を検討いただきたい。

○事務局：現在、10社以上の複数企業と協力しているが、業績で方針が変わることも経

験している。先に寄付いただいて、その後、取組として検証する場合は継続しやすいが、継続したお金のやりとりは留意したい。

○事務局：滋賀県の林業の研究機関は、現在は琵琶湖環境部に統合されて、川上から川下、山・川・里・湖のつながりの中で研究している。企業と連携する際には、成果やエビデンスで企業との連携が必要になると思うので、検討したい。

○議長：委員からの質問、意見を求める。

○委員：骨子案の内容は重要で、今後もぜひ実行に向けて進めてほしい。人づくり、人材育成の重要性は同感だ。

林業に関心を持つ県民を増やして、新規参入や起業に意欲ある人を支援すると書かれている。間伐も、木材を生産して成長産業に持っていく、採算林については重点的にやる、非採算林については環境林に戻すということ、全て実行するに当たって、現場で作業者がいない状態では進められない。現場での技術の継承は、ぎりぎりの段階に来ていると聞く。

架線を張れる技術者も限られていて、80代の方が現場に来て教えている。山の技術は数年で身につかない。新規に参入して10年、20年たってやっと山の仕事ができる状態になるまで、仕事を続けてもらう必要がある。何とか林業の世界で人材を確保するのが大事になる。

新規参入者を増やすには、人材育成も大事だが、経営力の向上、経営支援などが必要になる。林業をなりわいとしていける状態が維持できるか、ヒアリングや現場の声を反映した形で実際の施策をしてほしい。

例えば、新規参入者が林業をする場合、技術研修があり、使い方は習ったとしても重機を買うのは金額が高いためレンタルすることになる。レンタル代を補助するような、補助金制度もあるが、高性能林業機械が入っていないと援助が受けられない。高性能林業機械を入れるような道幅が広い現場は、なかなかない状態で、昔ながらのフォワーダーなどの機械を使用して作業するケースが多いのに補助が受けられない。細かいことになるが、現場ではいろいろな具体的な悩みがある。現場の方々からぜひ意見を聞いてほしい。

直属の作業班がいる森林組合もあると思うが、たいていは個人事業主や作業班に委託している状況と思う。そこを支援するような具体的な施策も、今後、充実してほしい。そうすることで実際の山の作業ができる。そこが担保されない限りは、その先の施策も

動いていかないことを認識してもらいたい。

○事務局：森林組合の先の作業班への機械のレンタルに対する支援がないのは、問題であると考えていて、現在、検討中である。はっきりとは申し上げられないが、何とか前向きに支援できないか考えている。

○事務局：合併した森林組合などを支援していくことも大事だが、森林組合の下請に入っている民間事業体の育成も重要だと思い、意見を伺うために訪問している。いただいた意見も含めて、計画に反映していきたい。

○議長：現場の技術者が高齢化して、継承は重要だと思う。一方で国の大きな流れでは大規模林業が充実している。滋賀県の一つの特徴である小規模をどうしていくのかは県独自で工夫しないといけない。

委員からの質問、意見を求める。

○委員：少花粉スギ、エリートツリーはどうなっているか。皆伐したらたくさん要と思うが。

○事務局：少花粉品種は、本県には北と南2カ所の林業用苗圃があり、南の甲賀市油日にある苗圃で少花粉のスギとヒノキのミニチュア採種園を造り、育成を図っている。今年もたくさん取れていて、「近江さわやか杉」という名前をつけた、少花粉の苗木が市に出回っている。

また、北でも耐雪性のミニチュア採種園を造成し始めていて、北と南、それぞれ少花粉の品種の採種園を造って種を販売したいと考えている。

○委員：エリートツリーはどうか。

○事務局：本県ではエリートツリーの品種はないので、岡山にある国の試験研究機関の林木育種センター関西支所から苗木をいただき、油日でビニールハウス方式の育成を図っている。昨年度、ビニールハウスを2棟、今年度も2棟建てて、最終的には6棟建てる計画で整備を進めている。それができ上がると特定母樹という名前の、エリートツリー由来の品種で生育の速い、花粉量の少ない苗木ができると期待している。

「目で見える森林・林業」のパンフレット、表紙の上の写真が、昨年度造成した特定母樹による採種園である。

○議長：委員からの質問、意見を求める。

○委員：「林業事業体の労働安全衛生雇用環境を改善させ、働き続けたいと思える職場づくりを支援」と書いてあるが、職場づくり支援についてどのように考えているか。

働き方改革は実際行うのが非常に厳しく、職場環境の改善、職場づくりの支援について、教えてほしい。

○事務局：林業の職場環境は、林業労働力の確保の促進に関する法律があり、一定の雇用管理や事業の安定化の取り組みをする事業体について、県で認定をしている。その認定の最中にアドバイスや指導をする。また毎年１回、取組の報告を受け、チェックをしている。

○議長：最後に森林審議会保全部会について、諮問基準の見直しについて、事務局から説明がある。

○事務局：森林審議会は、本会議のほかに、委員には林政部会と森林保全部会、どちらかの部会に属する運営をしている。

森林保全部会では、林地開発の許可、保安林の解除のような森林の土地利用について、年間で１０件前後の審議をいただいているが、申請された県民、事業者からは一刻も早く許可を下ろしてほしいというニーズがある一方で、審査をする保全部会のメンバーは大変忙しく、何度も来ていただくのが負担になっている。折衷案として現在の事務処理を簡素化の方向で考えたい。

具体的には１２月下旬に予定している森林保全部会で、事務局の案を提示し、御意見をいただいた後、次回の本会、森林審議会で報告をする流れで準備をしたい。

○議長：保全部会では、なるべく御負担がかからず、しっかり森林が守られるような体制をつくっていただきたい。

本日の議事は以上。

委員の皆様からの意見をいただいた。貴重な意見を事務局で取りまとめて反映をお願いする。

○事務局：＜次回の審議会について説明を行う＞

○議長：以上で本日の審議を終了する。

#### ４ 閉会

○司会：以上をもって、第１４７回滋賀県森林審議会を終了する。

[１６時４８分 閉会]